

広島県公営企業管理規程第三号

企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十三年四月一日

広島県公営企業管理者 實 来 伸 夫

企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程

企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規程の一部を改正する規程（平成二十年広島県公営企業管理規程第六号）の一部を次のように改正する。

附則第二項を次のとおり改める。

2 企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規程（以下「勤務条件規程」という。

）第五条の規定により管理職手当の支給を受ける職を占める職員のうち、この規程による改正後の勤務条件規程（以下「新規規程」という。）第五条の規定による管理職手当の額が経過措置基準額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員にあっては当該経過措置基準額に勤務条件規程第九条においてその例によるものとされた職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成七年広島県条例第五号。以下この項において「勤務時間等条例」という。）第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第二条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額）に達しないこととなる職員には、当該管理職手当のほか、当該管理職手当の額と経過措置基準額との差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を管理職手当として支給する。

附則第三項第一号中「属していた」の下に「職務の」を加え、「同日にその者が受けていた管理職手当の額」を「次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額」に改め、同号に次のように加える。

イ 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成十七年広島県条例第六十四号）

附則第九条第一項に規定する平成二十一年度減額改定対象職員（以下「平成二十一年度減額改定対象職員」という。） 施行日の前日にその者が受けていた管理職手当の額に百分の九十七・九九を乗じて得た額

ロ イに掲げる職員以外の職員 施行日の前日にその者が受けていた管理職手当の額に百分の九十八・一六を乗じて得た額

附則第三項第二号中「同日に当該旧職より低い職に相当する職を占めていたならばその者が受けることとなる管理職手当の額」を「次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額」に改め、同号に次のように加える。

イ 平成二十一年度減額改定対象職員 施行日の前日に当該旧職より低い職に相当する支給額を適用したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当の額（ロにおいて「下位

相当職仮定額」という。)に百分の九十七・九九を乗じて得た額

ロ イに掲げる職員以外の職員 下位相当職仮定額に百分の九十八・一六を乗じて得た額
附則第三項第三号中「同日にその者が当該下位の職務の級に降格したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当の額」を「次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額」に改め、同号に次のように加える。

イ 平成二十一年度減額改定対象職員 施行日の前日にその者が当該下位の職務の級に降格したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当の額(ロにおいて「降格後相当職仮定額」という。)に百分の九十七・九九を乗じて得た額

ロ イに掲げる職員以外の職員 降格後相当職仮定額に百分の九十八・一六を乗じて得た額
附則第三項第四号中「同日にその者が当該下位の職務の級に降格し、かつ、旧職より低い職に相当する職を占めていたならばその者が受けることとなる管理職手当の額」を「次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額」に改め、同号に次のように加える。

イ 平成二十一年度減額改定対象職員 施行日の前日にその者が当該下位の職務の級に降格し、かつ、旧職より低い職に相当する支給額を適用したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当の額(ロにおいて「降格後下位相当職仮定額」という。)に百分の九十七・九九を乗じて得た額

ロ イに掲げる職員以外の職員 降格後下位相当職仮定額に百分の九十八・一六を乗じて得た額

附則第三項第五号中「とした場合に前各号の規定に準じてその者が受けることとなる管理職手当」を「として前各号の規定によるものとした場合」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。